

重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第41条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (2) 第41条第1項の規定により登録を取り消された法人においてその処分のあった日前30日以内に役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (3) 第41条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 第37条第1項の規定による業務主任者の選任をしていない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- (以下、略)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。